

議案第41号

工事請負契約の変更について

令和5年11月27日議会の議決を得た「工事請負契約の締結（たじりこども園建設工事（機械設備）」の一部を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び湯梨浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年条例第56号）第2条の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月18日 提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | たじりこども園建設工事（機械設備） |
| 2 契約の金額 | 変更前 金149,943,200円
変更後 金150,925,500円 |
| 3 契約の相手方 | 鳥取県倉吉市鴨川町32番地1
たじりこども園建設工事（機械設備）
クラーエー・中海特定建設工事共同企業体
代表構成員 株式会社クラーエー
代表取締役 西村 博文 |

建設工事請負変更仮契約書（第2回）



1. 工 事 名 たじりこども園建設工事（機械設備）
2. 工 事 場 所 東伯郡湯梨浜町大字田後地内
3. 工 期 着 工 令和5年11月27日
完 成 令和7年 3月24日
4. 元請負代金に対する増額 金982,300円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金89,300円)
5. 請負代金変更増額に対する契約保証金 免除
6. そ の 他 (1) 別冊設計図書のとおり
(2) その他原契約書のとおり

令和5年11月27日付で契約（令和6年12月17日付変更契約）を締結した建設工事請負契約について、上記のとおり建設工事請負変更仮契約を締結する。

なお、この契約は仮契約であって、甲が湯梨浜町議会の議決を得た後、乙に対し、その旨を通知した日をもって、本契約として効力を持つものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

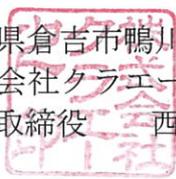
令和7年2月28日

発注者 住 所 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1
(甲) 氏 名 湯梨浜町
湯梨浜町長 宮 脇 正 道



請負者 たじりこども園建設工事（機械設備）
(乙) クラエー・中海特定建設工事共同企業体

代表構成員 住 所 鳥取県倉吉市鴨川町32番地1
商 号 株式会社クラエー
氏 名 代表取締役 西 村 博 文



構 成 員 住 所 鳥取県倉吉市橋庭町1丁目571番地
商 号 中海工業株式会社
氏 名 代表取締役 山 本 孝 平

